

# 患者様へのお願い

## 当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、 医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています

当院では、以下の2点を踏まえ、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※1）を行う場合があります。

- 現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。  
特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般名処方により、有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。
- 令和6年10月より、一部の先発品（※2）を患者様のご希望で処方した場合（医療上の必要性があると認められる場合等は除く）は、選定療養となり自己負担額の増額が生じる可能性があります。  
各種公費医療証をお持ちの方も別途料金が発生します。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### ※1 一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

### ※2 対象品の範囲（例外もあります）

- ①後発医薬品のある先発医薬品
- ②後発品上市後5年を経過した医薬品（長期収載品）
- ③後発品上市後5年を経過していなくても、置換率が50%に達している医薬品

令和6年6月

宮前 つばさクリニック

